

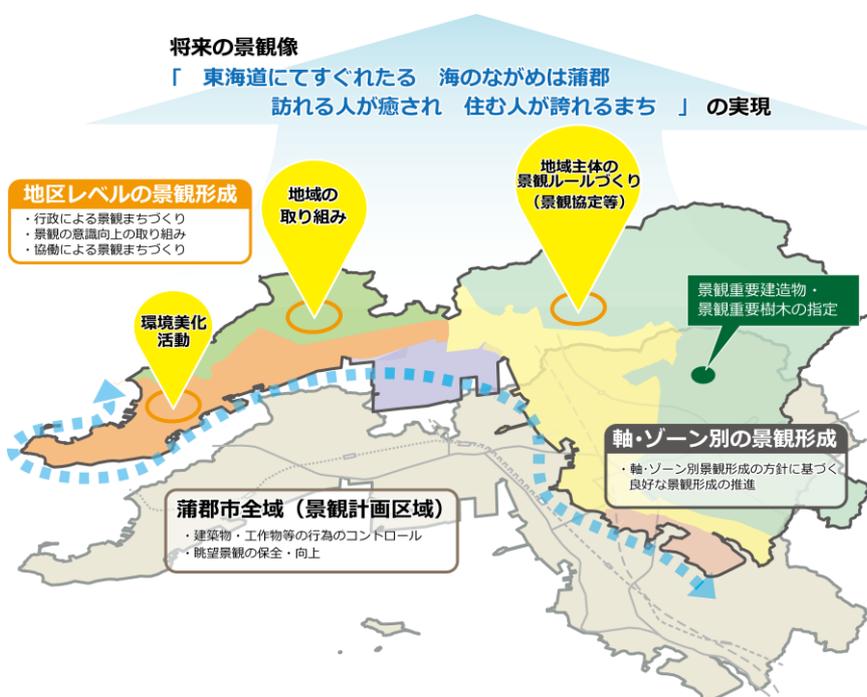
第5章 景観形成の推進に向けて

1 景観形成推進の取り組み

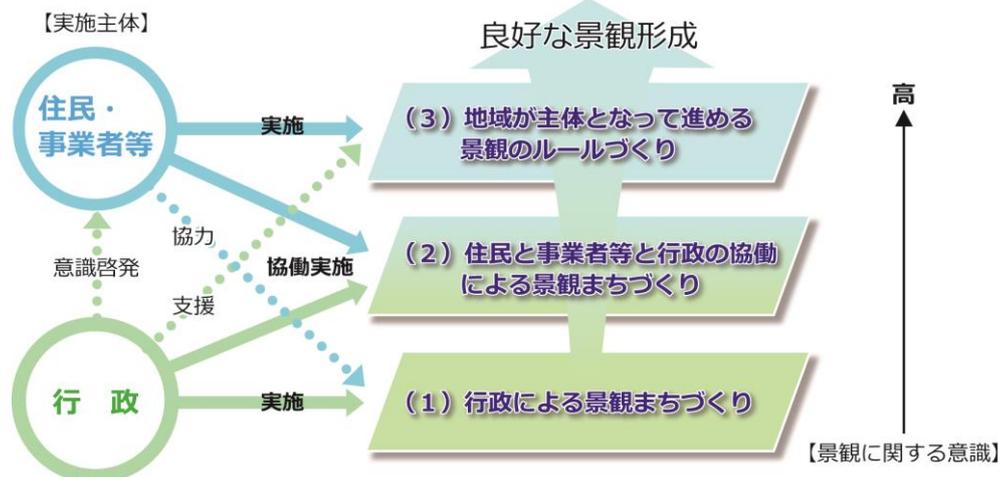
- 本市における将来の景観像を実現するため、景観計画区域である蒲郡市全域で、景観形成の基本方針に基づき、景観まちづくりを推進し、また、景観形成基準により一定規模以上の建築物や工作物の建設行為を制限し、本市の重要な地域資源である眺望景観の保全・向上に努めます。
- 蒲郡市全域で眺望景観の保全に向けた取り組みを進めるとともに、軸・ゾーン別の景観形成の方針に基づき、それぞれの特性に沿った良好な景観形成の推進に努めます。
- さらに、地区レベルでも景観形成に向けた取り組みを展開し、継続していくことが将来の景観像の実現には重要です。

- 良好な景観形成に向けて、市民や事業者、行政の協働による地道な活動を継続的に進めることが重要であり、このような協働による景観まちづくりを推進するためには、景観に対する市民の意識を高めることも重要です。
- 本計画では、地区レベルの景観の向上が期待される地区を「景観重点候補地区」として設定します。また、「景観重点候補地区」以外の地区においても景観まちづくりに取り組むことは、本計画が目指す将来の景観像の実現につながります。

【景観形成推進のイメージ】



- 良好な景観形成に向けて、以下の(1)～(3)の3つの取り組み方針を示し、行政・住民・事業者の一体的な景観まちづくりを推進又は支援していきます。



(1) 行政による景観まちづくり

① 公共施設の役割

- 市民の生活の基盤となる道路、河川、都市公園等の公共施設は、利便性・安全性などの機能面のほか、地域の景観形成の要素として重要な役割を担っています。
- 行政が主体となり進める公共施設における景観形成の取り組みは以下のとおりです。

【公共施設の適正管理】

- 公共施設は景観を構成する1つの要素であることから、適正な維持管理を継続的に行うことでまちなみ景観の向上に寄与します。
- 平成29年度に実施した「蒲郡市の景観に関するアンケート調査」の結果より、景観を損ねている要因の1つに公共施設の維持管理についての回答が比較的多くありました。
- 今後は、景観まちづくりの取り組みとして、更なる公共施設の適正な維持管理に努めます。



【景観に配慮した公共施設整備】

- 公園整備など、地域の景観の核となる公共施設の整備において、周辺環境との調和を図り、景観に配慮した整備を推進します。



水竹公園完成予想図

【公的サイン整備事業】

- 都市景観の整備として、「F-POLIS 計画※（平成6年3月策定）」に基づき事業を進めてきた市内の公的サインは、主に来訪者を対象者として市内の主要な施設へ円滑に誘導する道路案内板を整備するものです。
- この公的サインは、デザインを統一しており、現在も市内の道路整備状況にあわせて計画的な整備を進めていることから、今後も景観に配慮して公的サインの整備事業を推進します。



【海岸部（蒲郡駅南～竹島）の公共空間整備】

- 蒲郡南駅前広場から県道蒲郡港線、竹島埠頭地区にかけて土地利用が進んでいない地域があります。当該地域については、今後まちづくりを検討していく上で、海辺の良好な景観形成に努めます。



※F-POLIS 計画：公的サイン（利用者に対して公共施設等の所在等を案内する広告版）の整備に際し、利用者にとってわかりやすく、かつ都市景観の向上を目的として、本市が策定した、統一したデザイン基準を定めたマニュアルです。

②屋外広告物の適正化

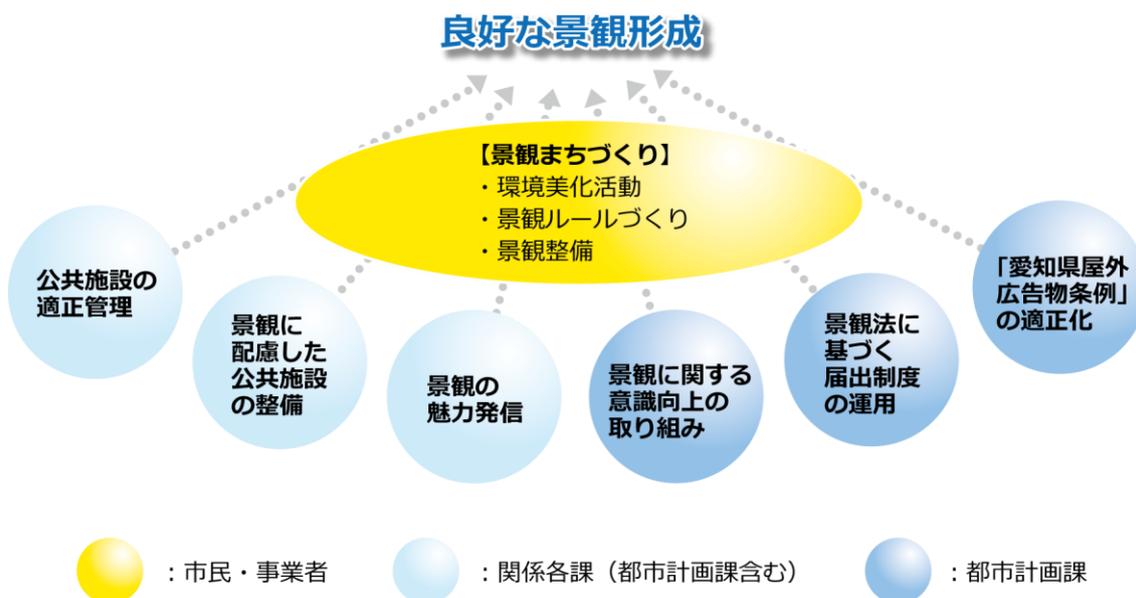
- 屋外広告物は、店舗などが屋外に設置する広告物です。これらは設置者にとって必要な情報を提供する役割がある一方、沿道などに無秩序に乱立することで、色彩や規模によっては景観を阻害する要素となります。
- 本市においては、愛知県が定める「愛知県屋外広告物条例」(以下、「愛知県条例」という。)(屋外広告物法)に従い、屋外広告物の適正化による沿道景観の向上に取り組みます。
- 屋外広告物の適正化に向け、以下のような取り組みを進めます。



- 屋外広告物適正化に向け、愛知県との協力体制を構築します。
- 屋外広告物に対する市民の事業者の意識を高めることに努めます。
- 愛知県条例に適合しない違反広告物や無許可物件などの適正化を図ります。

③景観に関する意識向上に向けた啓発活動

- 協働による景観まちづくりの推進に向け、市民や事業者の方々の景観に関する意識を向上していく活動に取り組みます。これまでも様々な市民活動が行われており、その活動の中には地元地域にある景観特性を活かした保全活動などに取り組まれています。
- また、市の広報担当部局では、SNS を利用し、蒲都市特有の景観を活かして、市民や来訪者の方々に活動してもらうため、意識向上につながる啓発活動について検討します。さらに、景観まちづくりを推進する景観行政団体として、市職員の意識向上に努めます。



④市民団体等の認定・表彰制度

- 良好な景観形成を進める上で、市民団体や事業者等における自主的な活動は重要であり、積極的に推奨していく必要があります。そのため、日頃の清掃活動や美化活動のほか、本市の景観の魅力発信など、良好な景観形成に寄与する団体等を認定・表彰する仕組みを導入します。
- また、良好な景観形成に寄与している建築物・工作物などについて、その所有者や設計者、施工者を表彰する景観賞の実施や写真・絵画コンクールなどを行っていくことで、市民の景観に対する意識を醸成するとともに、市内外への本市の魅力の発信に努めます。



平成 26 年度がまごおり景観絵画コンクールにおける最優秀賞作品（資料：蒲郡市）

⑤蒲郡市景観審議会の設置

- 良好な景観形成に関する重要な事項を調査・審議するため、新たに「蒲郡市景観審議会」を設置します。
- 蒲郡市景観審議会は、学識経験者や有識者、市民代表などで構成し、下記のような内容について審議を行うものとします。

【審議事項】

- 景観計画の変更について
- 届出対象行為のうち、景観上、影響が大きいと思われる行為（大規模な建築物、ランドマークとなる建築物等）または、景観上、影響の大きいと思われる公共施設の建設について
- 景観重要建造物または、景観重要樹木の指定について
- その他景観形成上重要な事項（景観協定の認可など）について

● TOPICS ●

海側からの眺望景観への影響イメージ

海側から見た眺望景観は、本市の景観特性のひとつであることから、例えば以下のような考え方に基づく「景観形成ガイドライン」を作成し、特定の視点場からの眺望景観の保全について取り組むことも考えていく必要があります。

- 蒲郡クラシックホテル周辺は、三河湾国定公園区域の指定により、一定の自然環境が保全されており、山の稜線に見える歴史的な建造物（ホテル）と背景の山なみが調和した景観を形成しています。（写真①）
- 蒲郡クラシックホテルと山なみの間の市街地に高い建築物が立地すると、山の稜線が分断されるなど、海側からの景観に多大な影響を与えます。（写真②）
- また、蒲郡クラシックホテルの背景となる山肌に太陽光発電施設などが設置されることでも、海側からの眺望景観の阻害要素になります。（写真③）



高層建築物によりスカイラインが分断



太陽光発電施設等による山肌の変更

(2) 住民と事業者等と行政の協働による景観まちづくり

① 身近な環境美化活動

- 「蒲郡市の景観に関するアンケート調査」より、市民が感じている地域の魅力を損ねている原因として、緑の手入れや清掃、施設管理に関する意見が多くありました。これらは、行政の役割だけでなく、市民一人ひとりや企業と協働で地道な活動の積み重ねによって景観を向上させることも大切です。また、アンケート調査では、景観づくりとして、環境美化活動に参加してみたいという意識が高いことが分かりました。
- 環境美化活動については、関連計画である「蒲郡市 緑の基本計画」において、その必要性を掲げていることから、景観の観点からも環境美化活動の取り組みを支援します。



(資料：国土交通省)

② 建築物等のまちなみ景観への配慮

- 景観計画で定める届出対象行為について、届出者と行政で事前協議を行い、景観形成基準に適合させていくほか、届出対象にはならない行為についても、将来の景観像を達成するために周囲のまちなみへ配慮するよう住民や事業者等に依頼するなど、一体的な景観まちづくりを推進します。

③ 空き家対策

- 地域の景観を損ねる要因に空き家があります。空き家については、人口減少・少子高齢化社会により生じている全国的なまちづくりの課題で、今後も増加していくことが懸念されます。
- 空き家は定住化促進に関連した居住機能としての活用、老朽化した危険な空き家の除去などが主な課題となっていますが、その課題が地域の景観に影響を及ぼしていることも改めて認識して行政、市民が協働で空き家対策に取り組む必要があります。



(資料：国土交通省)

(3) 地域が主体となって進める景観のルールづくり

- 本市の景観形成の推進に向けた、各種の取り組みを展開し、地道に小さなことからステップアップし、本計画で示す景観重点候補地区を含めた市内各所で地区レベルの景観を向上していくことにより、将来の景観像の実現を目指します。
- 先進的な取り組みとして、他市町では歴史的なまちなみなどの地域資源を活用した景観まちづくりが行われています。本市においても、例えば昭和初期の建築物を再評価するなど、地域資源の掘り起こしにより、景観資源として捉え直すことも重要です。
- 地域の環境美化活動など、地道な取り組みを継続することで地区レベルの景観まちづくりが発展することも期待できます。また、地区レベルの景観まちづくりは、地域のにぎわい創出にもつながります。
- 景観まちづくりでは、地区レベルの景観形成を図る方法の1つとして、地域自らが景観まちづくりに関するルールや計画をつくる方法もあります。これらは、行政による行為の制限により景観形成をコントロールするだけでなく、地域が主体となって行政と協働で地域の実情を踏まえて作り上げていくものです。
- 今後はこれら取り組みの展開に努め、地域の動向にあわせて活動を支援します。例として、以下のような取り組みが考えられます。

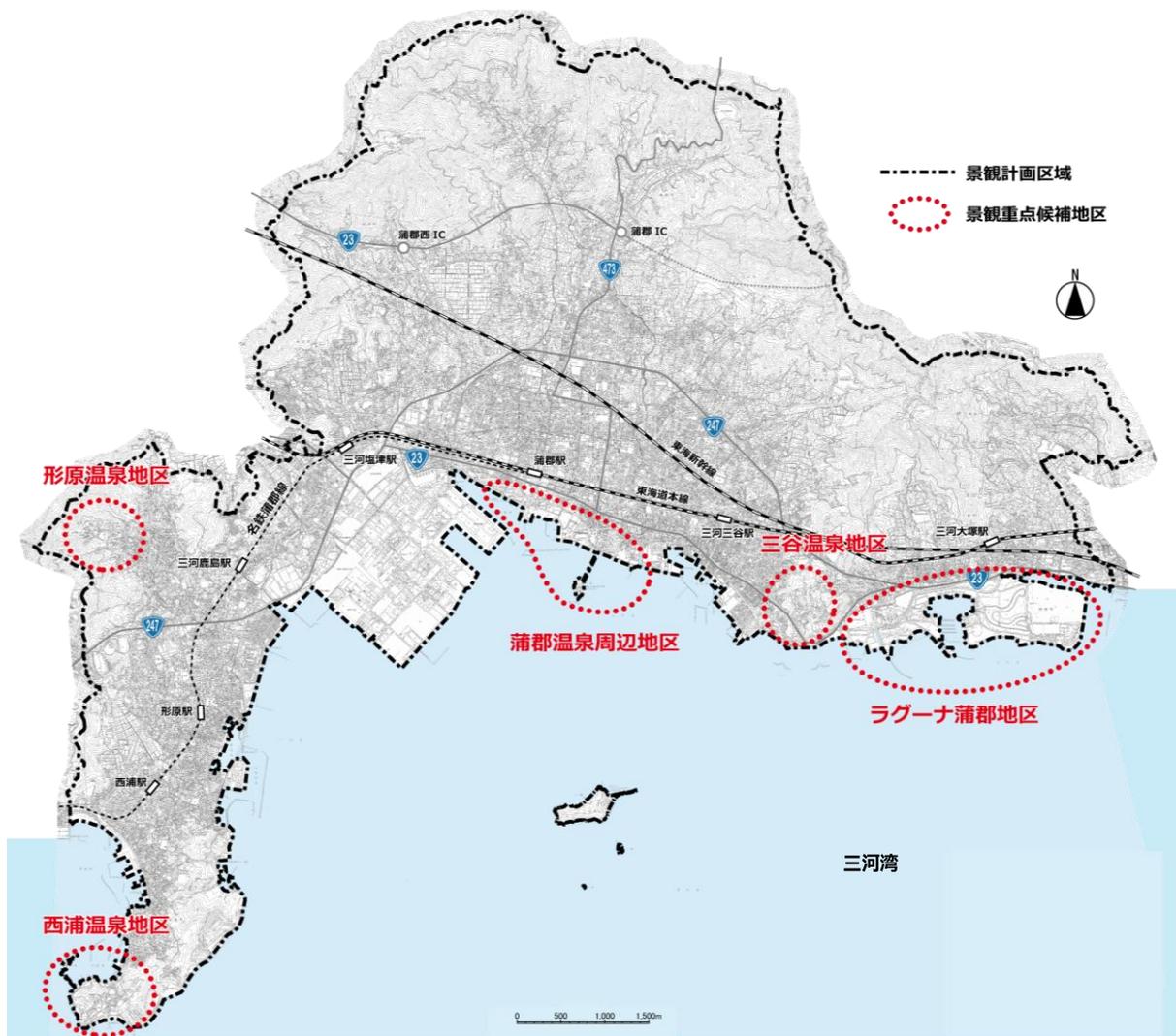


地域住民による違反屋外広告物の除去活動
(資料：国土交通省)

- 住環境の景観向上に関するルールづくり
- 観光地に関連する案内看板の設置に関するルールづくり
- 良好な景観空間と調和を図る周辺地域のルールづくり

2 景観重点候補地区

- 本計画に基づき、今後、景観形成の推進に向けた取り組みを進める中で、地区レベル単位で市民が特に景観を大切にしたい地区や景観の向上が期待される地区として、4つの温泉地区と海陽町のラグーナ蒲郡地区を「景観重点候補地区」として位置づけます。
- また、蒲郡温泉周辺地区とラグーナ蒲郡地区については、まとまった未利用地が存在することから、今後のまちづくりに合わせて景観形成を図る必要がある地区でもあります。
- これら5つの景観重点候補地区については、関係者の景観に関する取り組み意向を把握するとともに、景観向上に向けた取り組みを推進します。また、公共施設の整備においても景観への配慮に努めます。



3 景観まちづくりの施策管理について

- 本計画において、市全域を対象とした行為の制限は、自然環境と調和したまちの維持保全を図る一定の実行力を持った施策であり、将来にわたり本市の景観に関する基本的なルールとなるものです。また、景観まちづくりは、長期的に継続していくことが大切であるため、本計画は目標年次を定めていません。
- また、将来の景観像を実現するためには、今後の景観形成推進に向けた具体的な行動を展開していくことが重要です。
- 景観形成推進に向けた取り組みについては、毎年、取り組み内容を公表することで、市民や事業者への周知を図ります。
- 取り組み内容を適正に管理し、必要に応じて市民意識調査などを用いて、達成度の評価・管理を行うとともに、取り組み手法の改善等を検討し、施策を継続的に実施していきます。



蒲都市景観計画

平成31年4月

発行 蒲都市

編集 蒲都市都市開発部都市計画課

〒443-8601 愛知県蒲都市旭町17番1号

TEL 0533-66-1142 (直通)

FAX 0533-66-1193
